

経営Q&A

回答者

日本行政書士会連合会

国際・企業経營業務部 企業支援部門

石原 静

行政書士による新型コロナウイルスで影響を受ける事業者の皆様への支援

～④「持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>」申請のポイント～

Question

当社は、飲食店経営を主要業務とする中小事業者です。一昨年以降の新型コロナウイルス感染症の緊急事態措置を受けて売上高が激減しました。そこでポストコロナを踏まえ、現在は大部屋の店舗であるところ、別のお客様との接触をできるだけ回避できるよう、間仕切りを設置したいと考えています。「持続化補助金」という制度があるそうですが、当社もこの補助金を利用できる可能性があるでしょうか。その概要や、一般的な申請のプロセスを教えてくださいませんか。

Answer

「持続化補助金」は、前号でご紹介した生産性革命推進事業の一つで、正式には「小規模事業者持続化補助金」といいます。このうち、「低感染リスク型ビジネス枠」では、新型コロナウイルス感染症感染防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行い、ポストコロナ社会に対応した新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援するため、それに要する経費の一部が補助されます。

主な申請要件として、小規模事業者であることや、過去に持続化補助金の採択を受けて補助事業を実施した方でないこと、等があります。また2021年1月以降に発令された緊急事態措置に伴う影響を受け、当該措置が実施された月の売上高が2019年又は2020年同月比30%以上減少した事業者には、補助金総額に占める感染防止対策費の上限が上げられるとともに、優先採択されることとなっています。補助金の審査は、経営計画および補助事業計画を基に行われます。

なお申請方法は、jGrants（電子申請システム）のみとなります。申請には、GビズIDプライムアカウントの取得が必要です。この発行には一定期間を要しますので、早めのID申請をお勧めします。



はじめに

新型コロナウイルスは、事業者の皆様にも、急速な社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換を促しました。こうした中、現時点において中小企業庁が推進する生産性革命推進事業には、「ものづくり補助金」「持続化補助金」の2つの補助事業が用意されています（「IT 導入補助金」については2021年12月をもって終了）。「ものづくり補助金」については前回の「経営 Q&A」でご紹介しましたが、小稿では「持続化補助金」の概要についてご紹介し、次に「持続化補助金」のうちの「低感染リスク型ビジネス枠」についてご説明します。

行政書士はこの「持続化補助金」をはじめ、官公署に提出する書類（他の法律で定められているものを除く）を、有償で作成することができる唯一の国家資格者です。お近くの行政書士は、次のWEBサイトから検索して頂くことができます。

➡ 行政書士会員検索：<https://www.gyosei.or.jp/members-search/>

持続化補助金の概要

持続化補助金の事業内容、補助上限および補助率、申請締切は次の通りです。詳細については本文中および最後にご紹介するWEBサイトでご確認ください。

1) 持続化補助金の事業内容

① 通常枠	小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組
② 低感染リスク型ビジネス枠	小規模事業者等がポストコロナ社会に対応したビジネスモデルの転換に資する取組や感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）の一部を支援

2) 補助上限および補助率

	補助上限	補助率
① 通常枠	50万円	2/3
② 低感染リスク型ビジネス枠	100万円	3/4
	補助金総額の1/4以内(最大25万円)を感染防止対策に充当可能 →2021年1月以降に発令された緊急事態措置の影響を受け、当該措置が実施された月の売上高が2019年又は2020年同月比30%以上減少した事業者には、上限が1/2(最大50万円)へ引上げ	

3) 申請締切

① 通常枠	令和4年2月4日(金) *7次締切 ※7次締切後も申請受付を継続予定
② 低感染リスク型ビジネス枠	令和4年3月9日(水) *6次締切

【持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>】申請に向けた準備

※ここからは持続化補助金のうち「低感染リスク型ビジネス枠」についてご紹介します。
持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>の申請に向けて、まずは準備を行います。

準備（１） 電子申請の準備（G Biz ID プライムアカウントの準備）

申請は電子申請システムで行います。これには「G Biz ID プライムアカウント」が必要となり、アカウントの発行には一定の時間（少なくとも 1 週間程度）が必要です。

※G Biz ID プライムアカウントの WEB サイト ➡ <https://gbiz-id.go.jp/top/>

□アカウント発行に際し、必要なものは次の通りです。

- 事業者の基本情報を記した申請書
- 印鑑証明書
- SMS を受信できる端末（携帯電話、スマートフォン）の電話番号

準備（２） 経営計画および補助事業計画の策定準備

補助金の審査は、経営計画および補助事業計画を基に行われ、評価が高い順に採択者が決定されます。そのため、申請には入念な準備をお勧めします。

□経営計画および補助事業計画書に記載する内容は次の通りです。

経営計画 の記載内容	1.自社の事業概要： 自社の概要や経営状況、課題、特徴、販売・提供している商品・サービスの内容や市場動向等について
	2.新型コロナウイルス感染症の影響・既に取り組んでいる対策： 新型コロナウイルス感染症による自社の経営や事業環境への影響とその対策
補助事業計画 の記載内容	1.補助事業名
	2.補助事業の内容： 具体的な事業の内容・必要な理由・事業実施スケジュール等
	3.補助事業の効果： 補助事業を行うことによる効果予測等

準備（３） 「補助金額計算用補助資料」を用いて正しい補助金額を計算

申請前に、次にご紹介する「補助金額計算用補助資料」に経費と金額を入力し、正しい補助金額を計算します。経費や金額に不備があった場合、不採択となることがあります。

➡ <https://www.jizokuka-post-corona.jp/download/>

【持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>】 補助対象の経費

補助対象となる事業は、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に取り組み、感染拡大防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行う事業です。内容によって対象とならない場合がありますのでご注意ください。

1) 補助対象となる経費は、次のⅠ～Ⅴの条件をすべて満たすこと

Ⅰ 補助対象経費の全額が対人接触機会の減少に資する取組であること
Ⅱ 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
Ⅲ 原則、交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費
Ⅳ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費
Ⅴ 申請する補助対象経費については具体的かつ数量等が明確になっていること

2) 上記のⅠ～Ⅴの条件をすべて満たした上で、次の①～⑪に該当する経費であること

対象経費	内 容
①機械装置等費	製造装置や移動販売車両、IT ツールの購入等
②広報費	新サービスを紹介するチラシやネット広告の作成・配布
③展示会等出展費	展示会・商談会の出展料等（オンライン開催のものに限る）
④開発費	新商品・システムの試作開発費等
⑤資料購入費	補助事業に関連する資料・図書等
⑥雑役務費	補助事業のために雇用したアルバイト・派遣社員費用
⑦借料	機器・設備のリース・レンタル料
⑧専門家謝金	指導を受けた専門家への謝金
⑨設備処分費	新サービスを行うためのスペース確保を目的とした設備処分等
⑩委託費・外注費	店舗改装など自社では実施困難な業務を第三者に依頼
⑪感染防止対策費	業種別ガイドラインに基づく感染防止対策（アクリル板設置等） ※ 補助金総額の1/4（最大25万円）が上限。緊急事態措置に伴う特別措置を適用する場合、補助金総額の1/2（最大50万円）に上限を引き上げ。 ※ 補助上限額100万円に上乗せして交付されるものではなく、また感染防止対策費のみの申請はできません。

【持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>】申請に必要な書類

申請にあたり、必要な書類は次の通りです。

- ① 経営計画および補助事業計画
 - ② 宣誓・同意書
 - ③ 個人：直近の確定申告書、収支内訳書又は所得税青色申告決算書等
法人：直近の貸借対照表および損益計算書
NPO：直近の貸借対照表および活動計算書、法人税確定申告書、
現在事項全部証明書
- ※この他、審査における加点を希望する場合に任意で提出する書類があります。

※ 詳しくは公募要領や「申請書類の注意事項」をご確認の上、ご準備ください。

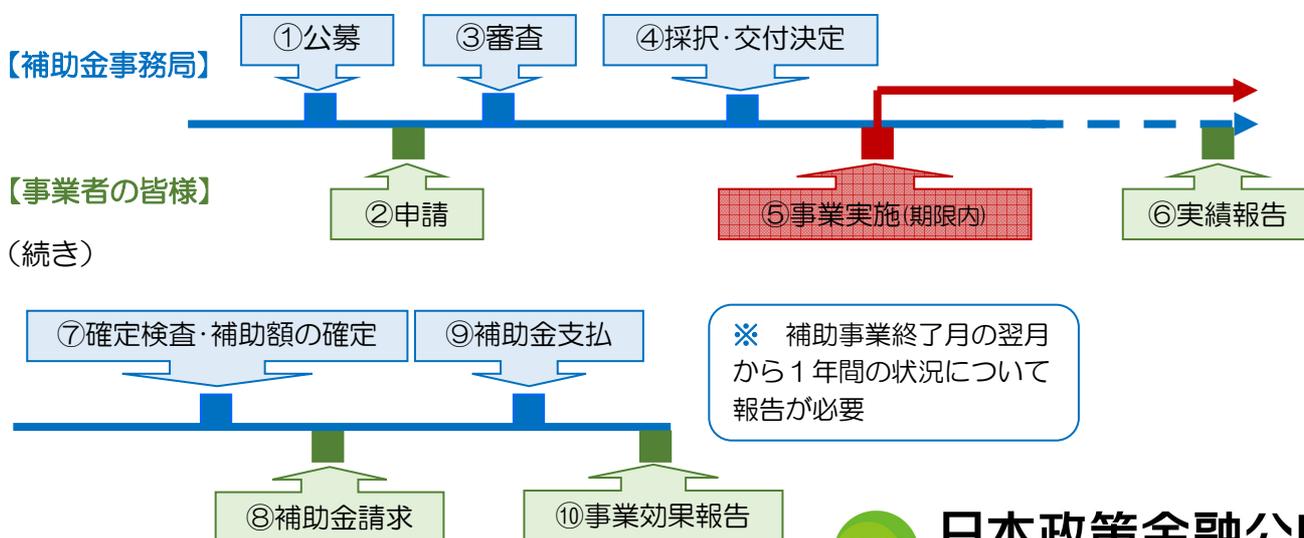
【持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>】審査のポイント

申請内容については、外部有識者等により審査され、評価の高い案件から順に採択されます。経営計画および補助事業計画の審査のポイントは次の通りです。

- ・新たなビジネスやサービス・生産プロセスの導入等を行っていること
※ 対人接触機会の減少に資する取組となっていること
- ・自社の経営状況分析の妥当性、経営方針・目標と今後のプランの適切性、補助事業計画の有効性、積算の適切性を有する事業計画になっていること
- ・事業者が主体的に活動し、その技術やノウハウ等を基にした取組であること
- ・補助事業を遂行するために必要な能力を有すること

【持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>】事業のスキーム

事業のスキームについて図示いたします。補助事業の着手（購入契約の締結等）は、原則として採択・交付決定後となります。



(参考) 持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>に関する WEB サイトについて

小稿では紙面に限りがあるため、全体を概括するにとどめています。そこで実際に申請を検討される皆様におかれましては、詳細について、是非とも次の WEB サイトでもご確認をお願いいたします（小稿も、これらのサイトを参照して作成しました）。ポストコロナの時代を、事業者の皆様が切り拓き、ますます発展されますことを、心よりお祈り申し上げます。

■小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>」事務局公式 HP
<https://www.jizokuka-post-corona.jp/index.html>

■公募要領・申請書類の注意事項・補助金額計算用補助資料・電子申請の操作方法
<https://www.jizokuka-post-corona.jp/download/>（再掲）

■デジタル庁 gBizID（GビズIDプライムアカウントの取得）
<https://gbiz-id.go.jp/top/>（再掲）

《執筆者紹介》

石原 静（いしはら しずか）

平成7年12月 行政書士登録

令和元年7月～ 日本行政書士会連合会 国際・企業経営業務部 企業支援部門部員

令和3年5月～ 東京都行政書士会 副会長

ホームページ： <https://www.gyosei.or.jp/>

行政書士会員検索： <https://www.gyosei.or.jp/members-search/>